



2025 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ドリームインキュベータ
代 表 者 名 代表取締役社長 三宅 孝之
(コード番号 4310 東証プライム)
間 合 せ 先 経営管理グループ長 岩佐 将誠
(TEL 03-5532-3200)

株式交付型インセンティブ・プランへの追加拠出に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 5 日開催の取締役会において、2014 年より導入しております役職員向けの株式交付型インセンティブ・プランである「役員報酬 B I P 信託」(以下「B I P 信託」という。)及び「株式付与 E S O P 信託」(以下「E S O P 信託」といい、B I P 信託とあわせて「本制度」という。)の継続に伴う追加信託及び E S O P 信託に関する自己株式の処分について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、自己株式の処分にかかる詳細については、本日発表いたしました「株式交付型インセンティブ・プランとしての自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本制度の継続に伴う追加信託について

- (1) 当社は、役職員の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、かつ、優秀な人材を確保することを目的として、2014 年より導入している本制度の継続に伴う追加拠出を決定いたしました。
- (2) 本制度は、役職員に対するインセンティブ・プランであり、本制度により取得した当社株式を経営計画の目標の達成度及び役位等に応じて役職員に交付するものであります。

2. 本制度の概要について

本制度の継続については、以下のとおり、設定済の B I P 信託及び E S O P 信託の信託期間を延長しており、本制度の対象期間について所要の更新が行われましたが、以下に記載する内容を更新し、2014 年に設定した本制度の内容を維持します。

(1) 信託期間の延長に伴う追加信託の実施

2014 年に設定した信託の対象期間 (2023 年 3 月末日で終了する事業年度から 2025 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度) が終了し、2025 年 8 月に信託期間の延長が行われたため、追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施いたします。

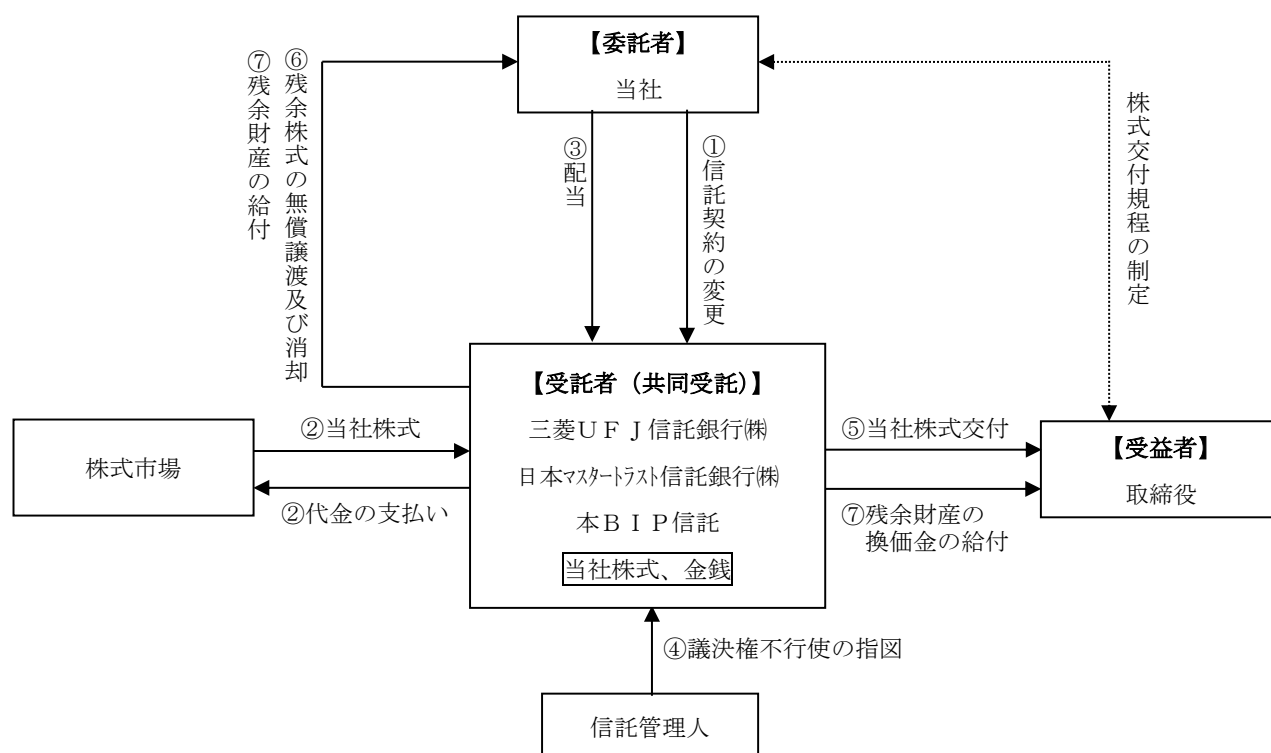
(2) 対象期間

本制度の対象期間は、2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度とします。

3. 本制度の仕組み

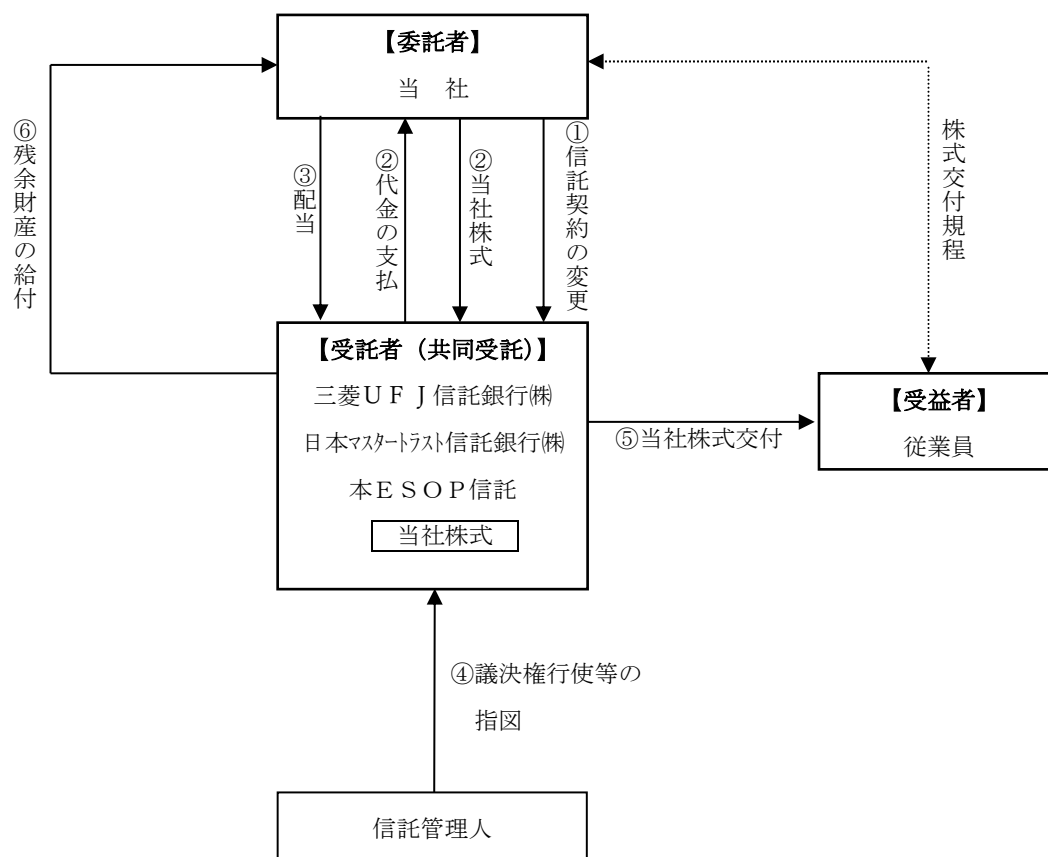
B I P信託については（別紙１）及び 2025 年 5 月 15 日公表の「取締役向け株式交付型インセンティブ・プランの一部改定に関するお知らせ」を、E S O P信託については（別紙２）及び 2014 年 5 月 12 日公表の「株式交付型インセンティブ・プランの導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(別紙1) B I P信託の仕組み



- ①当社は、信託契約の変更の合意に基づき、2025年6月23日開催の第25回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出し、受益者要件を充足する取締役（監査等委員であるものを除く。以下同じ。）を受益者として設定したB I P信託（以下「本B I P信託」という。）の信託期間を延長します。
- ②本B I P信託は、信託管理人の指図に従い、信託契約の変更時に信託財産内に残存する金銭及び上記①で追加拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本B I P信託が取得する株式数は、本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ③本B I P信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ④本B I P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑤信託期間中、経営計画の目標の達成度等に応じて、取締役 に一定のポイント数が付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に交付されます。
- ⑥信託終了時に残余株式が生じた場合、本B I P信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑦本B I P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

(別紙2) E S O P信託の仕組み



- ①当社は、信託契約の変更の合意に基づき、受益者要件を充足する当社従業員を受益者として設定したE S O P信託（以下「本E S O P信託」という。）に金銭を追加拠出します。
- ②本E S O P信託は信託契約の変更時に信託財産内に残存する金銭及び上記①で当社が追加拠出した金銭をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、当社（自己株式処分）から予め定める取得期間内に取得（立会外取引を含む。）します。
- ③本E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ④信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑤当社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社従業員は、当社株式を受領します。
- ⑥本E S O P信託の清算時に、受益者に株式が交付された後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する当社従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

【ご参考】

<信託契約の内容>

(1) 制度の名称	役員報酬B I P信託	株式付与E S O P信託
(2) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(3) 信託の目的	当社取締役に対するインセンティブの付与	当社従業員に対するインセンティブの付与
(4) 委託者	当社	
(5) 受託者	三菱U F J 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
(6) 受益者	当社取締役のうち受益者要件を充足する者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
(7) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
(8) 信託契約日	2014 年 7 月 31 日	2014 年 5 月 13 日
	2025 年 11 月 27 日付で変更予定	
(9) 信託期間	2014 年 7 月 31 日 ～2028 年 8 月 31 日	2014 年 5 月 13 日 ～2028 年 8 月 31 日
(10) 追加信託金の金額	161 百万円（予定）	183 百万円（予定）
	（上記金額は信託報酬・信託費用を含みます。）	
(11) 株式の取得方法	株式市場から取得	当社自己株式処分により取得
(12) 株式の取得時期	2025 年 12 月 3 日 ～2026 年 1 月 16 日	2025 年 12 月 2 日
(13) 議決権行使	行使しないものとします。	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
(14) 帰属権利者	当社	
(15) 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

以 上